

平成24年度及び平成25年度の 後期高齢者医療保険料率について

茨城県の平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料率及び賦課限度額が決められました。保険料率(均等割額・所得割額)は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

		平成24・25年度	平成22・23年度(参考)
保険料率	均等割額	39,500円	37,462円
	所得割額	8.00%	7.60%
保険料の賦課限度額(上限額)		55万円	50万円

個人ごとの保険料額の決まり方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{39,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる金額} \times 8.00\% \\ \hline \end{array}$$

- 賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円
- 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

平成24年度及び平成25年度の保険料の軽減措置

平成24年度及び平成25年度も、これまでの保険料額の軽減措置が継続されます。所得の少ないかた(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であったかたは、引き続き保険料均等割額及び所得割額が軽減されます。

保険料均等割額の軽減の例

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
33万円を超えない世帯	8.5割	5,925円
33万円＋「24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主を除く)」を超えない世帯	5割	19,750円
33万円＋「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割	31,600円

※平成24年度の年間保険料額や納付方法については、7月中旬に通知します。